

議案第76号

静岡市国民健康保険診療報酬支払準備基金条例の一部改正について

静岡市国民健康保険診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険診療報酬支払準備基金条例（平成15年静岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市国民健康保険事業基金条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、静岡市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、静岡市国民健康保険事業会計歳入歳出予算（以下「国民健康保険事業会計予算」という。）の定めるところによる。

第4条中「静岡市国民健康保険事業会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業会計予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、国民健康保険事業会計予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。